

窮境企業の私的整理

弁護士 池田 靖

1、事業再生

1) 意義 事業再生 (Turnaround) とは、窮境にある債務者の事業を、債権の減免猶予などにより財務の再構築を図るとともに、事業を再構築して、再建すること、をいう。

事業再生の手法としては、大きく分けて法的整理と私的整理がある。

2) 事業再生の変化 事業再生の位置付けや手続、手法などは、バブル経済以前と、バブル経済崩壊以後とは、大きな変化があった。

(1)バブル経済以前の状況 バブル経済以前の、我が国の中堅・大企業の事業再生手法は、メインバンクシステムのもと、借り手企業が経営危機に陥ったときには、メインバンクが役員を派遣して救済し、銀行から見捨てられた企業は、会社更生に駆け込むか、清算するかのいずれかに追い込まれていた。メインバンクシステムは、行政当局の護送船団方式と称される、金利規制等を含む、強い規制と裁量による行政を背景に、設備投資資金等の大きな資金需要によって支えられていた。

ところが、1980年代中頃から、金融の自由化、グローバル化、情報化の進展する中で、借り手の大企業は、銀行取引からではなく、資本取引によって資金を調達するようになり、メインバンクシステムの基盤が失われ、その役割が後退した。

このような中で、1980年代後半に、資産価格が上昇すると、金融機関は資産、特に不動産関連貸出を急拡大させた。

なお、中小零細企業の事業再生手続としては、会社更生は重装備で使用できず、商法上の会社整理は手続がほとんど知られてなく、又、債権者全員の同意が必要であったので敬遠され、3つあった法的再建手続の最後の和議法は、詐欺法と揶揄されて信用されなかったため、これも使えず、法的手続は利用できず、業者仲間で内整理と称する私的整理で清算するか、何もしないで放置するしかなく、再建はほとんどできなかった。

(2)バブル経済崩壊後の状況

a, 金融機関の状況 1990年の土地関連融資の総量規制をきっかけにして、資産価格の急落とともに、バブル経済時に急拡大した不動産関連貸出の多くが不

良債権化し、その処理が金融機関経営上の大きな課題となった。当初は、関連ノンバンクなどへの飛ばしなど、不良資産隠しや処理の先送りなどがあったが、資産価格がその後も下落したこともあり、不良債権の額は急拡大し、大手金融機関が破綻するなど、不良債権問題は深刻化した。

その後、政府の2002年の金融再生プログラムによる資産査定厳格化などの強力な施策もあって、2002年3月期に8.4%あった主要行の不良債権比率は、2005年3月には2.9%と大幅に低下し、ようやく、不良債権問題は沈静化し、同年にはペイオフを解禁できるまでになった。その間、金融当局は、1995年に、金融の自由化、グローバル化、情報化に沿って、それまでの裁量行政から客観的なルールに基づく透明性の高い行政への転換を表明した。

現在、金融機関は、自己責任の原則に基づき、バーゼルⅡやⅢなどの国際的基準に準拠して、自己資本の充実を通して、経営の健全性を確保することが求められている。

b, 事業再生手続の整備 金融機関の不良債権を早急に処理するには、借り手企業への手当が必要であり、産業と金融との一体的解決を促進することが求められた。バブル経済崩壊に伴い、借り手企業は、過剰債務、設備（供給）過剰、過剰雇用に陥り、生産性の低下と収益力の低下に悩まされることとなった。これらの問題を克服するために、産業の活力の再生を目指すと共に、経営困難に陥った企業のセーフティーネットとして、事業再生手続の整備が行われた。

(a) 法的整理手続の整備 法務大臣は法制審議会に1996年、諮問して、倒産法部会を設置して倒産五法（会社更生、会社整理、和議、特別清算、破産）の改正に着手した。これらのうち、中小企業の事業再生が緊急の課題であるとして、まず、1999年に民事再生法が成立し、翌2000年に施行され、和議法が廃止された。次いで、2001年には個人再生手続の特則が、2003年に改正会社更生法が、2005年には改正破産法が、それぞれ施行され、2006年には会社法の施行とともに、同法中の改正された特別清算の規定が施行され、会社整理が廃止され、これにより倒産法の改正は一巡した。

(b) 私的整理手続の整備 借り手企業の事業再生の手続としては、会社更生等によった場合には事業が毀損される場合があり、又、早期の事業再生を図りがたいなどの欠陥があり、他方で、従来の私的整理では、透明性、実効性、公平性に欠けるとの観点から、金融庁が経済団体連合会等に依頼して、2001年に、私的整理に関するガイドライン（以下「私的整理G」という。）が策定された。その後、私的整理を補強する形で、2003年には産業再生機構が設立され（2007年解散）、中小企業再生支援協議会が発足し、2007年には事業再生ADR手続が制定され、2009年には企業再生支援機構（2013年に地域経済活性化支援機構に改組）が、2012年には東日本大震災事業者再生支援機構が、それぞれ設立され、

私的整理手続は強化され、整備されてきた。

2. 私的整理

私的整理 (Out of Court Workout) とは、裁判所が関与する法的整理以外の手続で、当事者が自主的自治的に進める事業再生手続である。

以下では一般に公表された私的整理手続について説明する。

1) 私的整理ガイドライン

(1)意義 私的整理Gは、2001年に、金融庁の依頼に基づき、経済団体連合会や全国銀行協会等が協力して、組織された私的整理に関するガイドライン研究会(座長高木新二郎弁護士)によって採択され、公表された。私的整理Gは、法律ではなく、金融機関が関わる私的整理が満たすべき準則の提言に過ぎない。しかし、私的整理Gに基づき成立した私的整理の再建計画は、税法上も、これに基づく債権放棄額の損金損入や、過去の使い捨て損金の利用を認められ、また上場廃止に関し特例が認められるなど、社会的に合理的で適正な経営改善計画と認められる。

(2)特徴 私的整理Gの特徴は以下のとおりである。

① 過剰債務や経営不振に陥った企業に、会社更生や民事再生などの法的整理に至る前に、私的自治に基づく当事者間での債務調整の取組みを行う機会を作った。

② 対象債務者の要件を、会社更生などを申し立てることにより、事業価値が著しく毀損されるおそれがあること、私的整理により再建するときは、会社更生などによるよりも多く回収を得られるなど、債権者にとっても経済的な合理性が期待できること、など厳格に定めている。

③ 申立は、債務者と主要債権者が共同で行い、一時停止や債権者集会の通知も両者連名で行う。

④対象債権者は、金融機関に限られ、商取引債権者は対象としないことを原則とする。

⑤再建計画案については、第三者の専門家アドバイザーが調査の上、意見を述べる。

⑥再建計画の内容は、実質的債務超過であるときは3年以内に解消し、経常利益が赤字のときは3年以内に黒字化すること、株主責任及び経営責任をとること、権利関係の調整は債権者間で平等であること。破産、会社更生等によるよりも経済的合理性があること、など公平公正で合理性があるが、厳しいものである。

⑦私的整理の成立には、対象債権者全員の同意が必要である。

(3)メリット・デメリット a, メリット 私的整理Gは、私的整理を公正公

平かつ透明性が高く実行可能性の高い合理的で信頼できるものにした、従来にない画期的システムである。特に、商取引債権者を対象債権者から除外して、商取引債権の放棄も支払猶予も求めず、これによる事業の毀損を防ぎ、早期事業再生を可能にした。

ｂ、デメリット 主要債権者の積極的な協力と支援が不可欠であり、また下位行から主要行に対する負担の増加を求める、いわゆる、メイン寄せの恐れがあり、主要債権者の協力が得られにくい。対象債権者を、その意に反して手続きに拘束できず、再建計画も全員同意が要件なので、反対者がいると成立しない。事前のDDには期間も費用もかかるので、小型・零細企業には耐えられない。

2) 事業再生 ADR

(1)意義 私的整理Gは、画期的で素晴らしいシステムであるが、法的な根拠がなく、紳士間の協定といわざるを得ないことと、主要行の積極的支援が必要で、メイン寄せの恐れもあった。そこで、産業活力再生特別措置法（以下「産活法」という。）の改正により、2007年に裁判外紛争解決手続法（以下「ADR法」という。）、同年施行）によって法務大臣の認証を受けたADR事業者について経済産業大臣が事業再生に関する紛争を取扱う事業者として認定する制度（事業再生ADR）を設け（産活法48条、2013年に産業競争力強化法（以下「強化法」という。）に継受、強化法51条）、また、経済産業省は、「事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令」を定めている。ADR(Alternative Dispute Resolution)とは、訴訟など裁判所の強制的な手続によることなく、当事者間の話し合いで、紛争を解決する手続であり、ADR法により、民間事業者が認証紛争事業者としてADR事業を営める。

そして、事業再生実務家協会（Japanese Association of Turnaround Professionals：JATP、代表理事は当初は松嶋英機弁護士、2013年から筆者の弁護士池田靖）は、2008年に法務大臣から認証紛争事業者として認証を受け、その後経済産業大臣から事業再生に係る認定認証紛争事業者（以下「事業再生ADR事業者」という。）と認定された。現在JATPのみが唯一事業再生ADR事業者として認証認定を受けている。

(2)特徴 事業再生ADRの特徴は、民間の事業再生ADR事業者が公正、公平で中立な立場から事業再生に関する仲裁を行う、民間型ADRということである。制度が法的根拠を有してより信頼性が増したことの外、私的整理G特徴である前記（2、1）、(2)の7つの特徴のうち、③の申立以外は同じであるが、申立は、主要債権者と共同にする必要はなく、債務者が単独でなせ、一時停止通知等は、債務者と事業再生ADR事業者であるJATPが共同で行う。なお、⑤の専門家アドバイザーという役職はなく、手続実施者が調査を行うが、この外JATPは

紛争の仲介もし、より権限が增強されている。

(3)メリット・デメリット a, メリット 過剰債務を負った企業が民事再生等の法的手続をとる前に、私的自治に基づく当事者間での債務調整を行うことができ、商取引債権者に負担をかけないので、早期事業再生も可能で、公正公平で透明性が高く、実現可能性の高い信頼できるものである。また、主要債権者の共同通知など積極的な支援までは必要なく、メイン寄せも起こりにくく、メインバンクシステムが後退する中で、メインバンクに代わる私的整理の主催者を JATP が担っており、公平性が増している。また、債権者と債務者双方が税務メリットを享受できる。

b, デメリット 対象債権者を手続に拘束できず、全員同意が手続成立の要件であり、DD 費用がかかるので小型零細企業にはハードルが高い。

3) 中小企業支援協議会

(1)意義 産活法が 2003 年に改正され、中小企業支援協議会（以下「協議会」という。）による再建支援システムが設けられた（産活法 4 1 条、強化法 1 2 6 条）。

(2)特徴 協議会による事業再生スキームの特徴は、中小企業の特性を踏まえた対応をとることであって、協議会が公正公平で中立な立場から、中小企業（資本金 3 億円以下又は従業員 3 0 0 名以下の会社等、強化法 2 条 1 7 項）の事業再生に関する支援と仲裁を行う、いわば、行政型 ADR といえるものであり、又、私的整理 G を念頭において、これを国のバックアップで法的にも強化したことにある。そのため、私的整理 G の 7 つの特徴（2、1）、(2) のうち③と⑤以外は同様である。この内、③の申立は、債務者単独でなせ、「一時停止通知」と同様な制度として、「返済猶予の要請」をするが、この通知は、債務者と協議会の連名である。また、⑤の「専門家アドバイザー」という役職はなく、協議会は、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の外部専門家に委嘱して DD や再生計画を検証するが、支援や仲裁は協議会が行う。

(3)メリット・デメリット a, メリット 商取引債権者に負担をかけないので、早期事業再生も可能で、国から委嘱を受けた協議会が支援・仲裁を行うので、公正公平で透明性が高く、実現可能性の高い信頼のできるものである。主要債権者の積極的支援までの必要はなく、メイン寄せも起こりにくく、公平性が増している。債権者と債務者の双方が税務メリットを受けられる。そして、DD 費用等は一定額まで協議会が負担するので低廉であり、第二会社方式での各種の支援策や、事業再生ファンド、公的資金援助策など、各種の支援策が充実している。

b, デメリット 対象債権者を手続に拘束できず、全員同意が手続成立の要件であり、何よりも、中小企業以外は利用できない。

4) 地域経済活性化支援機構（旧商号：企業再生支援機構）

（株）地域経済活性化支援機構（Regional Economy Vitalization Corporation of Japan: REVIC）は、（株）企業再生支援機構（Enterprise Turnaround Initiative Corporation of Japan: ETIC）の商号で、2009年に、株式会社企業再生支援機構法に基づき設立された官民出資の企業で、2013年に現商号に変更した。当初は、地方の中堅・中小企業や第三セクターの再建を想定していたが、最終的には、三セクが対象からは外れる一方で、大企業にも対象が広がった。

事前相談で、支援対象になる可能性があるとして REVIC が判断した場合には、DD を実施し、事業再生計画が完成した後に、事業者及び事業再生上重要な債権者（主要な取引金融機関）からの連名による正式な支援申込みを受けて、審議し、支援決定の可否を決定する。支援決定を行った場合には、REVIC は投資ファンドの機能を有しているため、金融機関が保有する貸出債権の買取り、事業者に対する出資と融資、事業者に対する事業再生、法務や会計等のプロフェッショナルな人材の派遣を行うことができる。

また、（株）産業再生機構（Industrial Revitalization Corporation of Japan: IRCJ）は、株式会社産業再生機構法に基づき、2003年から2007年まで存在し、ETIC と同様の方法で事業再生の支援を行った。

そして、東日本大震災によって被害を受けた事業者の事業再生の支援を目的として2012年に（株）東日本大震災事業者再生支援機構が設立された。

3、私的整理の課題

事業再生における私的整理の役割が増大し、非常に信頼され、大いに利用されている。

事業再生実務家協会は、2008年に法務大臣及び経済産業大臣から、事業再生ADR事業者として認証と認定を受けて以来、様々な手続の中で確固たる信頼を受けるに至っている。

その間、様々な問題が生じた中で、運用のみならず、手続実施者の要件、社債権者の権利の多数決による変更、などの法律による手当を含め、解決し、進化してきている。

残る最大の課題は、私的整理の成立には、対象債権者全員の同意を要する点である。

これにつき、関心を有する研究者と実務家（山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授、高木新二郎弁護士ら）とが、「事業再生に関する紛争解決手続のさらなる円滑化に関する検討会」を組成し、2015年3月に報告書を完成させて、関係諸官庁に対して「いわゆる私的整理の多数決」に関する立法提言を行った。

その提言の要旨は、「本検討会における議論を通じて、今後検討すべき課題がある程度明確になったが、これらの検討課題については、今後速やかに検討す

べきと考えられる『直近の検討課題』、直近の検討課題の次の段階において制度の運用状況等をみながら検討を進めるべき『次なる検討課題』、さらに、ある程度長期的な視野にたち議論を積み重ねていくことが必要と考えられる『将来的な検討課題』の三段階に区分することができる。

『直近の検討課題』としては、①商取引債権に関する考慮規定の創設、②事業再生 ADR の受け皿としての簡易再生手続の運用改善があげられる。そして、『次なる検討課題』としては、商取引債権に関する考慮規定の創設と簡易再生手続の運用改善の組み合わせによる対応結果等を踏まえ、さらに、③民事再生法の改正による迅速事業再生手続の創設、および④少額債権の弁済許可に関する民事再生法の規定の見直しについて検討を進めるべきである。また、以上の検討課題と共に、⑤対象債権者を事業再生 ADR に引き込む仕組みの構築についても、手続の実効性を高めるための方策として、あわせて検討する必要がある。他方、⑥事業再生 ADR 関係法規の統合と恒久法化、⑦裁判所による認可型モデルの導入についてのさらなる検討といった問題については、こうした方向での制度改革の是非を含め、『将来的な検討課題』として位置づけ、今後さらに検討を深めていくことが必要とされよう。」ということである。

この立法提言を受けて、閣議決定された「日本再興戦略 2016」でも、事業再生の促進を図るため、「私的整理手続における反対債権者がある場合にもなお事業再生を迅速かつ円滑に行えるようにするため、有識者検討会報告書の内容等を踏まえつつ、関係省庁において法的枠組み等の検討を進める」と記載され、重要な課題とされています。